

# 人事委員会年報

平成24年度

新潟市人事委員会

# 目 次

## 第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

## 第2章 事業概要

1	採用	8
	(1) 採用試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	11
	(1) 昇任試験	
	(2) 昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	12
4	条例の制定・改廃に対する意見	18
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	19
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	20
7	不利益処分に関する不服申立て	20
8	苦情相談	20
9	退職手当の支給制限等の処分についての調査審議	21
10	職員団体の登録	21
11	管理職員等の範囲	21
12	労働基準監督機関としての職権の行使	25
	(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
13	人事委員会規則等の制定・改廃	26

## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成25年4月1日現在)

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	丸山 正	19. 1. 11	23. 1. 11 ～ 27. 1. 10	弁護士
委員 (委員長 職務代理者)	岡田 一久	25. 1. 11	25. 1. 11 ～ 29. 1. 10	元新潟市西区長，総務部長
委員	大掛 幸子	19. 1. 11	22. 1. 11 ～ 26. 1. 10	

### 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

#### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

#### (2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

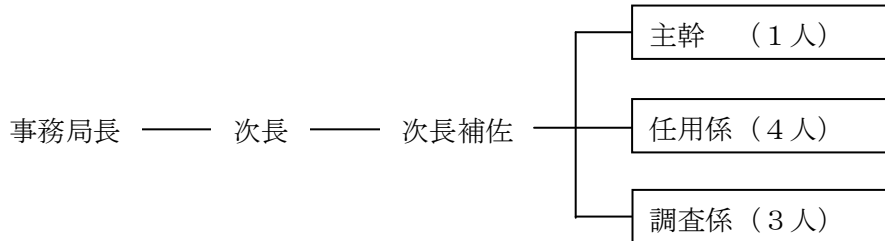
#### (3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 25 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 11 人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 職階制に関すること。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の収受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

## 5 予算

平成 24 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	103,424
報酬	4,020
給料	47,112
職員手当等	25,837
共済費	15,995
旅費	1,399
需用費	1,199
役務費	292
委託料	5,053
使用料及び賃借料	580
負担金補助及び交付金	1,937

## 6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 24 年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	24. 4. 4 16:30 開会 17:01 閉会	議案 1 新潟市職員任用規則等の一部改正について 報告 1 平成 24 年 2 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 2 回 定例会	24. 4. 19 15:00 開会 16:38 閉会	議案 1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について 2 平成 24 年度新潟市職員採用選考試験（学芸員）の実施について 3 新潟市民病院職員の採用選考に関する事務の委任について 報告 1 平成 24 年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回 定例会	24. 6. 12 15:00 開会 16:35 閉会	協議 1 採用試験について 報告 1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 新潟市労働組合連合会からの申入れについて</li> <li>3 平成 24 年 3 月及び 4 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</li> </ul>
第 4 回 定例会	24. 6. 20 15:02 開会 16:12 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年職員給与実態調査の実施について</li> <li>2 平成 24 年 5 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</li> <li>3 第 56 回全国人事委員会連合会公平審査研修会の開催について</li> </ul>
第 5 回 定例会	24. 7. 11 15:00 開会 17:10 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 新潟市職員任用規則等の一部改正について</li> <li>2 俸給の調整額の特例承認について</li> <li>3 俸給の訂正のための承認について</li> <li>4 退職手当の支給制限等の処分にかかる人事委員会への諮問について</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の受験状況について</li> </ul>
第 6 回 定例会	24. 7. 25 15:04 開会 17:20 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（消防士 B, 学芸員, 獣医師）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</li> <li>2 平成 24 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の実施について</li> <li>3 平成 24 年度新潟市職員採用試験（身体障がい者）の実施について</li> <li>4 退職手当の支給制限等の処分にかかる人事委員会への諮問について</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年職員給与実態調査結果の概要について</li> </ul>
第 7 回 定例会	24. 8. 16 15:00 開会 17:05 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について（一般行政, 消防士 B, 獣医師, 学芸員以外）</li> <li>2 退職手当の支給制限等の処分にかかる人事委員会への諮問について</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年人事院勧告等の概要について</li> <li>2 平成 24 年職種別民間給与実態調査結果の概要について</li> <li>3 新潟市労働組合連合会から申入れについて</li> <li>4 平成 24 年 6 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</li> </ul>
第 8 回 定例会	24. 8. 29 13:59 開会 15:38 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について（一般行政）</li> </ul> <p>協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ul>
第 9 回 定例会	24. 9. 5 13:28 開会 15:53 閉会	<p>協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ul>
第 10 回 定例会	24. 9. 11 13:27 開会	<p>協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ul>

	17:36 閉会	
第1回臨時会	24. 9. 19 13:35 開会 16:37 閉会	協議 1 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2回臨時会	24. 9. 26 13:14 開会 14:59 閉会	協議 1 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第11回定例会	24. 10. 3 14:44 開会 14:55 閉会	議案 1 平成 24 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第12回定例会	24. 10. 24 15:00 開会 16:07 閉会	報告 1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の受験状況について 2 平成 24 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の受験状況について 3 平成 24 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用試験の申込状況について 4 平成 24 年 7 月及び 8 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第13回定例会	24. 11. 14 15:02 開会 16:10 閉会	議案 1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（学芸員，文化財専門員，薬剤師(行政)）の実施について 2 平成 24 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 報告 1 平成 24 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用試験の受験状況について 2 平成 24 年 9 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第14回定例会	24. 11. 29 15:00 開会 16:03 閉会	議案 1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成 24 年度新潟市職員採用試験（一般行政(国際・ロシア語)）の最終合格者の決定について 3 「初任給，昇格，昇給等規則の運用について」の一部改正について 4 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について
第15回定例会	24. 12. 11 15:04 開会 16:52 閉会	議案 1 条例案に対する意見の申し出について 2 平成 24 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 3 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について 報告 1 平成 24 年 10 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 2 第 56 回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会開催協議会の設置について
第16回定例会	24. 12. 19 16:05 開会 16:57 閉会	議案 1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について
第17回定例会	25. 1. 9 15:00 開会 15:32 閉会	議案 1 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則の制定について



		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 「新潟市給与条例の運用方針について」の一部改正について</li> <li>3 「通勤手当の運用について」の一部改正について</li> <li>4 「住居手当の運用について」の一部改正について</li> <li>5 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（学芸員，文化財専門員，薬剤師(行政)，任期付職員）の申込状況について</li> <li>2 平成 24 年 11 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</li> </ul>
第 18 回 定例会	25. 1. 23 14:58 開会 15:35 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 委員長職務代理者の指定について</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（学芸員，文化財専門員，薬剤師(行政)，任期付職員）の受験状況について</li> </ul>
第 19 回 定例会	25. 2. 13 15:02 開会 16:27 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 25 年度新潟市職員採用・選考試験の実実施計画について</li> <li>2 一般職の任期を定めた職員の採用の承認について</li> <li>3 職員を昇任させるための選考について</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年 12 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</li> </ul>
第 20 回 定例会	25. 2. 20 15:00 開会 17:50 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 24 年度新潟市職員採用試験（学芸員，文化財専門員，薬剤師(行政)，任期付職員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</li> <li>2 条例案に対する意見について</li> </ul>
第 21 回 定例会	25. 3. 7 15:03 開会 17:15 閉会	その他事項
第 22 回 定例会	25. 3. 13 15:00 開会 16:35 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 新潟市民病院職員の採用選考に関する事務の委任について</li> <li>2 職員を昇任させるための選考について</li> <li>3 新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例別表 1 の備考 2 に関する規則の一部改正について</li> <li>4 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について</li> </ul>
第 3 回 臨時会	25. 3. 27 15:03 開会 17:20 閉会	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 俸給表適用の承認について</li> <li>2 俸給表の適用を異にして異動する職員の俸給決定のための承認について</li> <li>3 職員の昇格級決定のための承認について</li> <li>4 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について</li> <li>5 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について</li> <li>6 公平審査</li> <li>7 事務局職員の人事発令について</li> </ul>

## 第2章 事業概要

### 1 採用

#### (1) 採用試験

平成24年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

#### ア 実施日

区分	職種	第一次試験日			第二次試験日				第三次試験日				最終合格発表日							
		筆記試験	作文試験	適性検査	作文試験	適性検査	集団面接	個別面接	作文試験	適性検査	集団面接	個別面接								
大学卒業程度	一般行政	6/24	/	/	/	/	/	7/19.20	8/3	8/20~22		8/30								
	社会福祉							8/1	/	/	/									
	精神保健福祉相談員							8/3												
	土木							7/30												
	土木(水道)							8/7												
	建築							7/31												
	電気							7/31												
	電気(水道)							8/7												
	機械							7/31												
	化学							8/2												
	農業							8/1												
	消防士A							7/30				6/25	/	/	/	/	/	/	/	/
	消防士B							7/17~18												
	一般行政(国際・ロシア語)	10/14	11/11	11/20	11/30															
学芸員	6/18	7/20	7/26																	
文化財専門員	1/13	2/7	2/21																	
免許資格職	獣医師 ※1	/	/	/	/	/	/	7/6	/	/	/	/	7/26							
	栄養士							9/23					10/17	11/9	11/30					
	保育士A							10/14					11/11	12/1.2	12/20					
	保育士B							6/24					7/13	8/3	8/17					
	保健師							1/13					2/6		2/21					
	薬剤師							1/13					2/6		2/21					

高 校 卒 業 程 度	一般事務	9/23	/	/	10/19	11/8	11/19.20	11/30	
	学校事務A				10/18		11/21		
	学校事務B								
	土木				10/17		11/9		
	消防士				10/16		11/12		
民 間 企 業 等 経 験 者	一般行政	10/14	/	/	11/11	11/25	12/9	12/20	
	社会福祉				11/11	12/1	/		/
	土木					12/8			
	土木(水道)								
任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員	社会福祉	1/13	/	/	2/8			2/21	

※1 獣医師は第一次試験と第二次試験の区分なし

## イ 実施状況

区 分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 (A)/(B)
大 学 卒 業 程 度	一般行政	666	459	46	10.0
	一般行政 (国際・ロシア語)	25	19	0	—
	社会福祉	88	75	5	15.0
	精神保健福祉相談員	15	15	2	7.5
	土木	34	21	9	2.3
	土木 (水道)	14	11	6	1.8
	建築	14	10	2	5.0
	電気	14	6	2	3.0
	電気 (水道)	6	3	2	1.5
	機械	23	18	3	6.0
	化学	38	30	7	4.3
	農業	17	12	3	4.0
	消防士A	69	62	6	10.3
	消防士B	104	98	18	5.4

	学芸員	(第1回目)	37	25	2	12.5
		(第2回目)	34	22	1	22.0
	文化財専門員		20	16	2	8.0
免 許 資 格 職	保育士A		169	151	15	10.1
	保育士B		132	125	21	6.0
	獣医師		13	10	3	3.3
	栄養士		42	32	1	32.0
	保健師		47	41	8	5.1
	薬剤師	(第1回目)	12	10	0	—
		(第2回目)	3	3	2	1.5
高 校 卒 業 程 度	一般事務		75	62	8	7.8
	学校事務A		51	42	9	4.7
	学校事務B		155	125	2	62.5
	土木		4	4	1	4.0
	消防士		155	146	13	11.2
民 間 企 業 等 経 験 者	一般行政		475	401	8	50.1
	社会福祉		36	27	5	5.4
	土木		62	56	7	8.0
	土木（水道）		13	13	2	6.5
任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員	社会福祉		27	22	13	1.7
合 計			2,689	2,172	234	9.3

## (2) 採用選考

ア 平成 24 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの  
 以外は、次のとおりです。

(ア) 実施日

区 分	職 種	第一次試験日		第二次試験日		最 終 合 格 発 表 日
		筆記試験	適性検査	作文	個別面接	
身体障がい者	一般事務	10/28		11/22		12/13
	学校事務					

(イ) 実施状況

区 分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 ((A)/(B))
身体障がい者	一般事務	19	17	4	4.3
	学校事務	1	0	—	—

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者 事務職 5人  
免許資格職 112人

## 2 昇任

(1) 昇任試験

平成 24 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

(2) 昇任選考

平成 24 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

任命権者 役職	市長	消防長	病院 事業 管理者	水道 事業 管理者	合計
部長	13	0	0	2	15
課長	42	3	2	7	54
合計	55	3	2	9	69

### 3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成24年10月3日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### 報告（概要）

##### 第1 職員の給与等

###### 1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成24年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,181人で、平均年齢は42.8歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給335,277円、扶養手当9,140円、管理職手当5,378円、住居手当4,276円、その他の手当1,291円の合計355,362円（昨年358,244円、昨年比△2,882円）である。これは、過去3年間で10,489円減少したこととなる。

###### 2 民間事業所従業員の給与等の調査

###### (1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 391 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 97 事業所について、「平成 24 年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

（注）層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

## （2）調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 93.8%，調査実人員は 3,264 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

### ア 給与改定の状況

第 1 表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	14.8	25.3	—	59.9
課長級	10.5	22.2	—	67.3

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職 段階	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施				定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施			変化なし		
		増額	減額	変化なし			
係 員	78.2	78.2	12.9	7.6	57.7	—	21.8
課長級	67.8	67.8	13.4	4.7	49.7	—	32.2

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### イ 雇用調整の実施状況

第 3 表 民間における雇用調整の実施状況

（単位：％）

項 目	実施事業所の割合
採用の停止・抑制	7.6
転籍	4.8
残業の規制	4.0
部門の整理・部門間の配転	3.9
希望退職者の募集	2.2
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.3
一時帰休・休業	1.3

賃金カット	0.9
正社員の解雇	0.6
ワークシェアリング	—
雇用調整を実施した事業所	26.5

- (注) 1 平成24年1月以降の実施状況である。  
2 項目の内容は複数回答である。

#### ウ 給与の状況

##### (ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で44.1%（昨年33.9%）、高校卒で8.4%（同7.9%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で189,371円（同188,435円）、高校卒で156,640円（同152,477円）となっている。

##### (イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額13,935円（昨年12,055円）、配偶者と子2人にあつては月額25,735円（同21,828円）となっている。

##### (ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額額の3.93月分（昨年3.97月分）に相当している。

### 3 職員給与と民間給与の比較

#### (1) 月例給

##### ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

##### イ 比較結果

第4表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
358,600円	358,518円	82円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。  
3 職員給与には、給与構造改革に伴う経過措置額を含む。

#### (2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.95月）は、民間における特別給の支給割合（3.93月）を0.02月分上回っている。

### 4 諸情勢

#### (1) 物価及び生計費



総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.6%上昇している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では205,590円、3人世帯では230,600円、4人世帯では255,630円となっている。

## (2) 人事院の勧告等

人事院は本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて55歳を超える職員の昇給制度について勧告を行うとともに、国家公務員制度改革に関する報告を行った。

## 5 本年の給与の改定

### (1) 月例給

本年4月時点で、職員給与が民間給与を82円(0.02%)下回っていることが判明した。従来から、公民給与の較差が小さく、諸手当及び俸給表の適切な改定が困難な場合には、月例給の改定を見送っており、本年は、一般俸給表適用職員について、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。また、教育職員を除く一般俸給表以外の俸給表適用職員については、一般俸給表適用職員との均衡を考慮し、水準改定は行わないこととした。

### (2) 特別給

前記3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本年の年間支給月数とおおむね均衡していたことから、教育職員以外の職員については、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

### (3) 教育職員の給与等の改定

教育職員の俸給及び期末手当・勤勉手当については、従来から、任用の事情等により、新潟県の教育職員に準拠して定められ、又は同職員の例によるものとされている。このことを踏まえ、教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与に関する措置については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

## 6 その他給与に関する課題

### (1) 50歳台後半層職員の給与について

50歳台後半層における職員給与と民間給与の差の要因の一つと考えられる給与構造改革における経過措置額の取扱いも含め、世代間の給与配分の適正化の方法について速やかに検討を進め、次年度以降、必要に応じて、勧告していくこととする。

### (2) 勤務実績の給与への反映

職員の勤務実績等の的確な把握、これに基づく適切な評価に基づき勤務実績を給与に反映させていく制度は、個々の職員が高い士気を確保しつつ、公務能率を更に増進して、公共サービスの向上に大きく貢献するものであり、については、早急に実効性のある制度

の運用を求めていく。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為・有能な人材の確保

面接を2段階に分ける「3次試験方式」を実施する職種を順次拡大するとともに、民間面接官を導入し、人物面を重視した試験内容を構築していくことにより、多様で有為・有能な人材の確保に努めてきた。今後も引き続き広く人材を求めるとともに、試験内容等について更に検討を進めていくこととする。

#### (2) 人材の育成

将来を見すえた計画的な人材育成という視点に立ち、引き続き職員のキャリア形成の支援と年代に応じた適材適所の配置に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

#### (3) 人事評価制度

職員一人ひとりの能力を高め、本市の組織力を向上させるためには、能力・実績に基づく人事管理を行うことが重要であり、人事評価制度の評価手法、評価結果等の検証をさらに進め、能力・実績に応じた人事管理を徹底するため、今後は人材育成に限定することなく、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用できるよう検討を進めていく必要がある。

### 2 職員の勤務環境の整備

#### (1) 超過勤務の縮減

職員一人ひとりにあっては、計画的かつ効率的に業務を遂行するよう心がけ、公務遂行能力の向上や業務の見直しを自らの課題として取り組むことが必要であり、管理職員にあっては、特に長時間の超過勤務をしている職員について、その要因を分析し、それに応じた業務の見直しや改善、適切な進行管理を図っていくことが必要である。

超過勤務を縮減することは重要な課題であることをよく理解し、先進的な取組を行っている事例の研究を進めるなど、実効性のある超過勤務の縮減に引き続き取り組む必要がある。

#### (2) メンタルヘルス対策

職場環境の改善と併せ、その予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として進めていくことが重要であることから、管理職はもとより、全職員が一体となって、職場全体の理解を高めることが必要である。

#### (3) 男性職員の育児休業取得率の向上

男性職員の育児休業取得を促進するためには、育児休業制度の周知を図り、男性職員が

気兼ねなく育児休業を取得できるよう業務分担についての配慮など職場環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

### 3 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が平成 25 年度以降段階的に 65 歳へ引き上げられることに合わせ、現在よりも多くの職員が再任用を希望することが予想されることから、希望者に見合うポストをどのように確保していくかは重要な課題である。国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、高齢期の職員の豊富な勤務経験・知識を生かす組織管理や、高齢期の職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理など高齢期の雇用に関する課題を整理し、早急に検討する必要がある。

### 4 公務員倫理の確保

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の仕事に取り組むことが必要である。さらに、他の職場で発生した不祥事であっても、他人事として捉えるのではなく、自らの問題として捉え、その原因や問題点を共有することが必要である。

不祥事の再発防止に向け、法令遵守や倫理観の向上を図る研修を徹底するとともに、コンプライアンス意識を組織文化として職場に根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるように更に取り組んでいくことを強く望むものである。

## 勸告

次の事項を実現するため、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）及び新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年新潟市条例 23 号）を改正することを勧告する。

教育職俸給表（1）及び教育職俸給表（2）の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年新潟県条例第 59 号）に規定する教育職給料表（二）（特 2 級を除く。）及び教育職給料表（三）（特 2 級を除く。）の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置（新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例第 19 条で定める新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）の規定の例によるものを除く。）に準じて所要の取扱いをすること。

#### 4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
24. 12. 11	新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について	<p>県立高等学校教育職員と市立高等学校職員、市立中等教育学校における同一校内の職員の勤務時間、休暇制度等における格差是正を行うもの。</p> <p>人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき、教育職員の給料表及びその他給与に関する措置について、新潟県教育職員への措置内容に準じた取扱いとするもの。</p>	<p>任用の事情から市立高等学校教育職員及び中等教育学校後期課程に勤務する教育職員の勤務時間、休暇等について新潟県の教育職員の例によることとするもの及び教育職員の俸給表その他の給与に関する措置について新潟県教育職員への措置内容に準じた取扱いにするものであり、異議はない。</p>
25. 2. 22	新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について	<p>国家公務員退職手当法が改正されたことから、それに準じた見直しを行うもの。</p> <p>・支給率の引下げ、消防職員の退職手当の増額特例の廃止、定年前早期退職特例の改正等。</p>	<p>退職給付における官民格差の解消を図るための国家公務員退職手当法の改正に準じた取扱いであり、異議はない。</p>

## 5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成24年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

### (1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
教育委員会教育長	職務に専念する義務の特例の承認について (自治労安全衛生講座に職員参加)	1人	承認 24. 4. 11
市長	臨時的任用の職の承認について	2人	承認 24. 4. 26
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (高校総体に職員参加)	1人	承認 24. 7. 27
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (ぎふ清流国体に職員参加)	1人	承認 24. 9. 20
市長	臨時的任用の職の承認について	7人	承認 24. 9. 26
教育委員会教育長	職務に専念する義務の特例の承認について (自治労安全衛生集會に職員参加)	2人	承認 25. 1. 30
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (自治労安全衛生集會に職員参加)	1人	承認 25. 2. 13
教育委員会教育長	職務に専念する義務の特例の承認について (ノロウイルスに感染した職員)	2人	承認 25. 2. 20
市長	臨時的任用の職の承認について	53人	承認 25. 3. 29

### (2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
市長	俸給の調整額の特例承認について	2人	承認 24. 7. 11
市長	俸給訂正のための承認について	2人	承認 24. 7. 11
市長	俸給決定のための承認について	1人	承認 25. 3. 13

市 長 市議会議長 北区農業委員会会長 秋葉区農業委員会会長 南区農業委員会会長 教育委員会教育長 人事委員会委員長 消防長	昇格級決定のための承認について	96人	承認 25. 3. 27
市 長 教育委員会教育長	俸給決定のための承認について	34人	承認 25. 3. 27
市 長 教育委員会教育長	俸給表適用の承認について	4人	承認 25. 3. 27

## 6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 24 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 25 年（措） 第 1 号事案	現在の学校に残留させること	25. 3. 25	係属中

## 7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 24 年度における不利益処分に関する不服申立ては、ありませんでした。

## 8 苦情相談

平成 24 年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

単位：人

任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	その他	計
2					2		4

## 9 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議

在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められる場合、退職手当管理機関が退職手当の支給制限及び返納命令を行う際は、人事委員会へ諮問することになっています。

平成 24 年 7 月 6 日に退職手当管理機関である新潟市長より退職手当の全部不支給とする処分（案）について諮問があり、同年 8 月 16 日に妥当と認める答申を行いました。

## 10 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

## 11 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

機関		職
本庁	議会事務局	局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局	理事，技監，危機管理監，部長，局長，担当部長，本部長，会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 地域・魅力創造部の政策監，主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部政策調整課及び大都市制度・区政創造推進課の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部の企画・広報監 文化観光・スポーツ部の美術企画監 保健衛生部の医監 経済・国際部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部のIT政策監 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事 財務部財務課の係長 会計課の主幹及び市長が特に命じた主査 都市政策研究所の副所長，主任研究員，事務局長，事務局次長，主幹及び市長が特に命じた主査 秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事
	教育委員会事務局	教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長



		<p>教育総務課の総務係長及び職員係長並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事</p> <p>学校支援課の総括指導主事</p> <p>教職員課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事</p>
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	<p>区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長</p> <p>地域課の企画係長及び区政推進係長</p> <p>総務課の総務係長及び管理財務係長</p>
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	水の駅「ビュー福島潟」	館長
	コミュニティセンター	所長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	新津B&G海洋センター	所長
	巻文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
保育園	園長	
本庁又は区役所以外の機関	東京事務所	所長及び副所長
	消費生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長
	文化財センター	所長
	清掃事務所	所長
	清掃センター	所長

白根環境事業所	所長
新津クリーンセンター	所長
処分地管理事務所	所長
東処理センター	所長
児童相談所	所長, 副所長及び所長補佐
幼児ことばとこころの相談センター	所長
ひしのみ園	園長
明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
大山台高齢者福祉センター	所長
保健所	所長, 次長, 課長及び課長補佐
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長, 次長及び次長補佐
中央卸売市場	場長, 次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
食育・花育センター	所長
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長, 次長及び次長補佐
技術管理センター	所長, 課長及び課長補佐
地域土木事務所	所長, 課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長, 課長及び課長補佐
下水道管理センター	所長, 課長及び課長補佐
市税事務所	所長, 課長及び課長補佐
税務センター	所長
資産税分室	所長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長, 教頭及び事務長

	中等教育学校	校長，教頭及び事務長
	特別支援学校	校長及び教頭
	生涯学習センター	所長，次長及び次長補佐
	中央公民館	館長及び館長補佐
	地区公民館	館長
	中央図書館	館長，課長及び課長補佐
	図書館(中央図書館を除く。)	館長
	総合教育センター	所長及び所長補佐
	視聴覚センター	所長
	教育相談センター	所長
	教育事務所	所長
	学校給食センター	所長
	特別支援教育サポートセンター	所長

## 12 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

### (1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成25年4月1日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究・調査の事業	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・水の駅「ビュー福島潟」・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・視聴覚センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く。）・特別支援学校（給食場を除く。）
	別表第1の各号に	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことばとこころの相談センター・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・

	属さない事業	食品衛生検査所・中央卸売市場・食育・花育センター・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・亀田市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・新津 B&G 海洋センター・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育事務所・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局
労働基準監督署	第1号 製造・加工業	学校給食場・給食センター
	第13号 保健・衛生業	ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・大山台高齢者福祉センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園
	第15号 清掃・と畜場業	清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事業所・新津クリーンセンター

## (2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 24 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	34
健康診断結果報告書の受理	23
解雇予告除外認定	1
死傷病報告の受理	10

## 13 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 24 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の概要
平成 24 年 第 2 号	24. 4. 11 (24. 4. 1)	新潟市職員任用規則等の一部を 改正する規則	平成 24 年 4 月 1 日付組織改正に伴う 改正
平成 24 年 第 3 号	24. 7. 17 (24. 7. 17)	新潟市職員任用規則等の一部を 改正する規則	平成 24 年 7 月 17 日付税務組織の改編 に伴う改正
平成 25 年 第 1 号	25. 1. 16 (25. 1. 1)	新潟市職員の期末手当及び勤勉 手当に関する規則等の一部を改 正する規則	平成 24 年 12 月市議会において「新潟 市教育職員の給与及び休暇に関する 条例等の一部を改正する条例」が可 決・公布されたことに伴う改正
平成 25 年 第 2 号	25. 3. 19 (25. 4. 1)	新潟市教育職員の給与，勤務時 間，休暇等に関する条例別表第 1 の備考 2 に関する規則の一部 を改正する規則	教育職俸給表の備考に規定する俸給 月額に乘じる割合について，新潟県教 育職員の改正に準じて改正

平成 24 年度

## 人事委員会年報

平成 25 年 11 月発行

新潟市人事委員会事務局  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1  
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151